

3 . 平成22年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

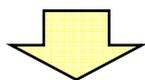
引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、作付・加工・販売の試行、再生農地において利用する農業用機械・農業用施設の整備、隣接農地等も含めた用排施設・耕作道等の基盤整備等を総合的に支援

現 状

増加傾向にある耕作放棄地

耕地面積の減少と耕地利用率の低下

504万ha(95年)	469万ha(05年)	461万ha(09年)
97.7%	93.4%	92.2% (08年)



課 題

○ 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用

地域における様々な問題の発生

- ・ 荒廃した土地はそのままでは利用困難
- ・ 病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
- ・ 廃棄物の不法投棄 等

耕作放棄地再生利用交付金

(平成21年度に都道府県耕作放棄地対策協議会に造成した基金を活用)

(1) 再生利用活動 (貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組)

- 再生作業(障害物除去、深耕、整地等) ¹
 - ・ 荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1/2以内等】
- 土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等) ²
 - ・ 2.5万円/10a(最大2年間)
- 営農定着 (作物の作付け、水田は除く) ²
 - ・ 2.5万円/10a(1年間)

参照ページ

5

経営展開【定額】

- ・ 経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等

6 9

(2) 施設等補完整備【1/2以内等】

- ・ 用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等の整備(農業用機械の機種・能力の設定根拠や施設の整備は、再生農地に限る)

7 8 9

(3) 基金附帯事務【定額】

- ・ 協議会が行う基金の執行事務に必要な経費として、基金の1.5%を上限に支弁可能

9

¹ 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業(一定以上の労力と費用を必要とするもの)を支援します。

² 別途、自助努力等によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壌改良と営農定着を支援します。

3